

開催年月日 平成30年 9月 4日 (火)
 質問者 公明党 吉井 透 委員
 答弁者 農政部長 梶田 敏博
 生産振興局長 宮田 大
 農産振興課長 山野寺 元一

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 主要農作物の種子生産に関する条例制定について</p> <p>私からもいくつか質問をしていきたいと思えます。ただ今、主要農作物の種子生産に関する条例の骨子案の報告を頂きましたが、我が党といたしましても、道が今後とも責任を持って優良な種子生産を行う担保となる仕組み作りを求めてきたところでもあります。</p> <p>先の第二回定例会の予算特別委員会の知事総括において、条例制定取り組むとした答弁のもとに、この度の骨子案が示されたものと理解をしておりますが、その内容は、我が党が求めてきた道が責任を持つ担保として、概ね骨子案として整理をされているものと理解をしております。</p> <p>今後、成案に向けてより具体的に整理をされることとなると思いますが、以下、数点質問させていただきます。</p> <p>1 種子生産の現状について</p> <p>まず、今年度の種子生産の現状についてであります。道は、今年度、要綱・要領によりこれまでどおり道が種子生産を行うとされてきましたが、種子法が廃止され、今年度、要領・要綱による種子生産において、不都合などは生じていないのか、仮に何か不都合が生じているのであれば、条例に反映すべきと考えますが、現状の種子生産の認識について、まず、お伺いをします。</p> <p>2 地域などからの意見について</p> <p>それでは、地域からの優良種子の生産に向けて様々な意見が出されていると承知をしておりますが、特に在来種への支援や、一部新聞報道にもありましたが、自家増殖への制限への対応に対する懸念といった地域の声に対して、どのように考えておられるのか、伺います。</p> <p>3 民間参入について</p> <p>次に民間の参入の関係についてお伺いをします。今回の骨子案では、種子法の廃止の趣旨を踏まえ、民間事業者の参入の促進などを指すとしておりますが、一方で民間参入による遺伝子組換え作物の侵入が懸念をされております。こうした遺伝子組換え作物への懸念について、どのように考えているのか、伺います。</p>	<p>【農産振興課長】</p> <p>種子生産の状況などについてであります。道では、生産者の皆さんに安心して営農に取り組んでいただくため、本年度におきましては、種子の生産や審査などに関して必要な事項を定める要綱・要領等の整備を行い、原種や原原種の生産に要する予算を措置する中で、これまでと同様に種子の生産や供給に取り組んでいるところでございます。</p> <p>現在、特に問題は起きてはいたませんが、水稻などではこれから種子の収穫時期を迎えることから、引き続き、生産状況を確認するなど、安定供給に向けて努めてまいります。</p> <p>【農産振興課長】</p> <p>地域などからの意見についてであります。道では、条例の検討に当たりまして、種子生産に取り組む方々など、地域からの声を幅広く聴くため、意見交換を行ったところであり、今後の種子の生産、供給を進めていく上での懸念や課題などが出されたところでございます。</p> <p>委員御指摘の在来種への支援や、自家増殖への制限に対する対応といった点につきましては、これまでの地域の取組状況や種苗法との関連もありますことから、引き続き、関係する地域などとの意見交換を行うほか、国などへも今後の対応について確認する必要がある、そうしたことを十分に踏まえまして、検討してまいります。</p> <p>【生産振興局長】</p> <p>遺伝子組換え作物への懸念についてであります。先日開催しました北海道農業・農村振興審議会において、種子生産における民間参入や遺伝子組換え作物の栽培などに関しましても、質疑があったところです。</p> <p>道としましては、民間事業者をはじめ、新たに開発された品種について、普及すべき優良品種として認定する手続での公平性や厳格性の確保について、必要な事項を定めるとともに、遺伝子組換え作物の栽培に関しましては、独自の「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の適正な運用を通じて対応していくことを考えているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、条例の検討に当たりましては、引き続き、審議会などでの様々な議論を踏まえ、進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 今後の対応について</p> <p>民間参入についての懸念ということでは、今ご答弁を頂いたとおり遺伝子組換えに関するところが最も大きいと思われませんが、これについては、答弁にもありましたように、交雑等の防止に関する、このGM、遺伝子組換えの条例によって対応されるということでありまして、不安を持たれている方もいらっしゃると思いますので、こうした不安が払拭されるように今後もしっかりと対応をお願いをしたいと思います。</p> <p>最後の質問ですが、今回お示しいただいた条例の骨子案について、数点お伺いをしてきましたけれども、現時点において、現状の種子生産は生産現場に影響を及ぼしていないことが明らかになったとは思いますが、地域からは将来にわたって道が責任を持って優良な種子を安定的かつ、安価に供給されることを期待がされております。</p> <p>そのためには、道として、しっかりとした条例を制定していくことが求められますが、今後、種子生産の条例の制定に向けて、どのように取り組まれていくのか、伺います。</p> <p>最後に部長から答弁を頂きましたが、安全で優良な種子の安定供給に向けた様々な仕組みとしての条例を制定ということで、そもそも条例としての対象とする作物の範囲、これを先ほどからも議論が出ていますけれども、こうした議論も残っておりますので、また引き続き第三回定例会等で議論させて頂きと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>【農政部長】</p> <p>条例制定に向けた今後の対応についてでございますが、道といたしましては、北海道農業・農村振興審議会での調査審議をはじめ、関係団体や地域からの意見などを幅広く聴きながら、本道農業の主要農作物の安定生産に不可欠な安全で優良な種子の安定供給に向け、根拠となるものとして取りまとめることとしておりますが、本日、委員会へ御説明させていただいた骨子案をベースに議会議論をいただきながら、さらに幅広く検討を加えていく中で、本道農業の持続的発展に資する条例の制定に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>